

V 障害の種類と学びの場

1 視覚障害

(1) 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。視機能が低下していても、それが何らかの方法で、あるいは短期間に回復する場合は視覚障害とはいいません。視機能としては、視力の他に視野、色覚、光覚などの機能が含まれます。よって、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、明順応障害、暗順応障害などを言います。（明順応障害と暗順応障害を合わせて光覚障害と言う場合もある）

教育上特別な支援や配慮を必要とする視覚障害には、両眼ともに視機能が低下していること、現状以上の視機能の回復が望めないことという条件が伴うことに留意する必要があります。

(2) 視覚障害のある子供の教育の場

視覚障害のある子供の教育の場としては、視覚による認識機能などの状態、教育上必要な支援の内容、地域の教育の体制整備状況、その他の事情を総合的に勘案して決定することが大切です。

イ 視覚支援学校

宮城県内には、視覚障害特別支援学校が1校あり、小・中・高等部、専攻科が設置され、一貫した教育が行われています。高等部には、保健理療科、専攻科には保健理療科と理療科が設置されており、特色ある職業教育が行われています。教育課程は、小・中・高校に準ずる内容及び自立活動によって編成されています。なお、知的障害が重複する場合は実態に応じた指導を行っています。

点字を使用している児童・生徒は、点字用教科書や触察教材、音声を伝達する機器などを使用して触覚や聴覚等を活用した学習を行っています。通常の文字を使用している児童・生徒は、拡大教科書を使用して学習を行っています。

ロ 特別支援学級

弱視特別支援学級は、小・中学校に設置されています。教育課程や支援の内容については、視覚支援学校と同様です。特別支援学級が、通常の学級の子供と交流及び共同学習を行う場合は、弱視児童生徒の環境把握やコミュニケーションの特性に配慮した支援を行うよう校内で情報を共有する必要があります。

ハ 通級による指導

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等視覚による認識が困難な状態の者で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

ニ 通常の学級における指導

弱視のある子供が通常の学級で学ぶ場合は、子供の障害の状況を的確に把握して、視覚による認知の不十分さを補うような支援を行う必要があります。子供自身が見えにくさから活動に消極的にならないような環境を作ることが大切です。

2 聴覚障害

(1)聴覚障害とは

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。聴覚器官のどの部位に障害があるかによって、伝音性の聴覚障害と感音性の聴覚障害に分けられます。一般的に、伝音性の聴覚障害は音が小さく聞こえるだけですが、感音性の聴覚障害は音が小さく聞こえるだけでなく、音がひずんで聞こえることも多くあります。

障害の程度には、かすかな音や言葉を聴き取るのに不自由を感じても日常生活にはほとんど支障がないものから身近な音や言葉が全く聞こえないものまであり、聞こえの程度は、軽度難聴(25～40デシベル)、中等度難聴(40～60デシベル)、高度難聴(60～90デシベル)、最重度難聴(90デシベル以上)に分けられます。

(2)聴覚障害のある子供の教育の場

聴覚障害のある子供の教育の場としては、本人の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の教育の体制整備状況、その他の事情を総合的に勘案して決定することが大切です。

イ 聴覚支援学校

宮城県内には、聴覚支援学校が1校(仙台校)と、その分校の小牛田校があります。仙台校には、幼稚部、小・中・高等部、専攻科が、小牛田校には幼稚部、小学部が設置されています。高等部及び専攻科には、産業工芸科、機械システム科、被服科、理容科が設置され、専門的な職業教育が行われています。

教育課程は、小・中・高校に準ずる内容及び自立活動によって編成されています。自立活動の学習においては、聴覚障害による学習上又は生活上の困難さを克服し、自立を図るために必要な知識・技能を身に付けられるようになることをねらいとして指導を行っています。また、知的障害が重複する場合は、実態に応じた指導を行っています。

ロ 特別支援学級

難聴特別支援学級は、主として音声言語(話し言葉)の受容・表出(聞くことや話すこと)についての指導を行っており、通常の教育課程の内容で学習が進められる児童生徒が対象となります。

ハ 通級による指導

補聴器等の使用によっても通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態のもので、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象です。

ニ 通常の学級における指導

通常の教室での座席位置、授業の際の教師の話し方などの工夫により、話し言葉によるコミュニケーションの円滑化を図り、子供が意欲的に学習に取り組めるように配慮することが大切です。

3 知的障害

(1)知的障害とは

知的障害とは、同年代の子供と比べて、認知や言語に関わる知的機能の遅れと他人との意思疎通、日常生活や社会生活などについての適応能力の遅れがあり、特別な支援や配慮が必要な状態をいいます。知的障害の状態については、知的機能、身辺自立、社会生活能力、運動機能、身体的状況等について、日常生活の観察や発達検査、医師の診断等により把握します。

(2)知的障害のある子供の教育の場

知的障害のある子供の教育の場としては、知的機能の発達、コミュニケーション能力、社会生活への適応能力等の状況を総合的に判断して、決定することが必要です。

イ 特別支援学校(知的障害)

宮城県内には、知的障害特別支援学校が16校(令和2年度現在、県立13校、国立1校、仙台市立1校、私立1校)あり、その内小・中・高等部を設置する学校は12校、高等部のみ設置する学校は4校あります。指導内容は、それぞれ小・中学校又は高等学校の各教科等に準じており、加えて自立活動の指導が行われます。しかし、知的障害のある子供の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいという特徴があります。そのため、特別支援学校では日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習といった各教科等を合わせた指導として教育課程を編成し、指導している場合が多く見られます。

日常生活の指導	衣服の着脱、排せつ、食事等の基本的な生活習慣の内容で、挨拶やきまりを守ることなど社会生活上の基本的な内容を扱う。
遊びの指導	遊びを学習活動の中心に据え、身体活動、周囲との関わりなどが促されるよう教材や活動場所を工夫して行うもので、小学部低中学年で扱うことが多い。
生活単元学習	運動会等の学校行事や宿泊学習等の学部・学級行事、季節や生活に関連する活動について、一定期間テーマに沿って目標を立て、内容を設定して取り組む学習である。その際、教科等のねらいや内容を扱う。
作業学習	将来の働く生活を見据え、職業生活や社会自立に関するねらいや内容を扱う。作業としては、農耕、縫製、手工芸、ハウスクリーニング等がある。

ロ 特別支援学級

知的障害特別支援学級は、特別の教育課程を編成した上で、小集団による学習内容等を実施するとともに、通常の学級に在籍する子供たちとの交流及び共同学習を適切に設定しています。

学習内容については、児童・生徒の実態に応じて、各教科の指導の他、特別支援学校で行われているように各教科等を合わせた指導を行っている場合もあります。

ハ 通常の学級における指導

通常の学級においては、個別に特別な指導内容等を設定することはできないため、合理的配慮の観点から教育内容の方法、支援体制、施設・設備等について配慮がなされるよう校内で体制づくりを行うことが必要となります。

4 肢体不自由

(1) 肢体不自由とは

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が病気やけがで損なわれ、歩行や手指機能などの日常生活動作が困難な状態を言います。医学的には、発生原因の如何を問わず、四肢体幹に永続的な障害がある状態です。

肢体不自由のある子供は、日常生活や学習上の運動・姿勢の全部又は一部に困難があります。脳原性疾患などにより障害がある子供の場合は、知的障害、言語障害、感覚障害(視知覚障害を含む)などの障害を併発したり、転導性、多動性、統合困難、固執性などの行動特性が見られたりする場合があります。障害の状態はそれぞれ異なっているため、実態を把握する場合は、学習上又は生活上の困難さは、どのような補助手段によってどのぐらい軽減されるのかといった観点から行い、支援の方法を検討することが大切になります。

(2) 肢体不自由のある子供の教育の場

肢体不自由のある子供の教育の場としては、本人の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の教育の体制整備状況、その他の事情を総合的に勘案して決定することが大切です。

イ 特別支援学校

宮城県内には、肢体不自由特別支援学校が1校、こども病院(拓桃館)への入院治療に伴う併設の特別支援学校が1校あります。

肢体不自由特別支援学校では、児童・生徒の障害の状態や実態が様々なため、小・中・高校に準ずる教育課程から自立活動を中心とした教育課程まで、多様な教育課程を編成し、指導に当たっています。

こども病院(拓桃館)への入院治療及び機能訓練のため併設の特別支援学校へ転学をする場合は、児童生徒の実態や前籍校での学習を踏まえて、教育課程に応じた学習指導を行っています。

ロ 特別支援学級

肢体不自由特別支援学級は、通常の学級での学習が難しい軽度の肢体不自由の児童生徒が対象となります。自立活動の中で、運動機能や生活動作の維持や向上を目指した活動を取り入れ、教育課程を編成します。

ハ 通級による指導

通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別の指導を必要とする児童生徒が対象となります。

ニ 通常の学級における指導

通常の学級に在籍している場合は、移動や日常生活の支援のための支援員を配置する、施設・設備を改善する、教室配置を工夫する、学習活動のための支援機器を使用するなどの合理的配慮を学校全体として行うことが必要です。また、肢体不自由のある子供の学習活動や行事への参加の方法等を検討することも必要になります。

5 病弱・身体虚弱

(1) 病弱・身体虚弱とは

病弱とは、心身の病気のため継続的又は繰り返し医療や生活管理による規制を必要とする状態と考えられます。ここで言う生活管理による規制とは、例えば健康の維持や回復・改善のために必要な服薬や学校生活上での安静、食事、運動等に関して様々な規制があるということを指します。

身体虚弱とは、病気ではないが不調な状態が続く状態や、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態です。

【病弱教育の対象となる病気(例)】

<ul style="list-style-type: none"> ・気管支喘息 ・腎臓病 ・筋ジストロフィー ・悪性新生物 ・心臓病 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎病 ・糖尿病 ・血友病 ・てんかん ・アレルギー疾患 	<ul style="list-style-type: none"> ・二分脊椎病 ・骨形成不全症 ・ペルテス病 ・脊柱側弯症 ・心身症 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患 ・色素性乾皮症 ・ムコ多糖症
---	---	---	--

(2) 病弱・身体虚弱の子供の教育の場

病弱の子供の就学先を決定するに当たっては、障害の程度や病気の状態だけではなく、日々の病状の変化や治療の見通し、関係する医療機関、教育との連携状況、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の状況その他の事情を勘案して判断することが必要です

イ 特別支援学校

宮城県内には、病院併設の病弱特別支援学校が3校あります(こども病院併設の拓桃支援学校、西多賀病院併設の西多賀支援学校、宮城病院併設の山元支援学校)。入院治療に伴い、併設の特別支援学校に転学する場合があります。

病弱児の場合、日々の病状の変化や治療の状況により、学習の場を教室だけではなく、ベッドサイドで行ったり、ICT機器を使用して遠隔学習を行ったりしている場合があります。

また、教育課程は、小・中・高校に準ずる内容及び自立活動によって編成されています。なお、知的障害が重複する場合は、実態に応じた指導を行っています。

ロ 特別支援学級

病弱・身体虚弱特別支援学級は、入院はしていないものの、病弱又は身体虚弱のため特別な配慮や支援が必要な子供が対象となります。

ハ 通級による指導

通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別の指導を必要とする児童生徒が対象となります。

ニ 通常の学級における指導

病気のある子供の多くは、小・中学校の通常の学級の中で、健康面や安全面に留意しながら学習していることが多く、この場合、教室の座席配置や休憩時間の取り方、体育等の実技における配慮などの指導上の工夫、体調や服薬の自己管理について徹底することが大切となります。

6 言語障害

(1) 言語障害とは

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が積極的に活動に取り組めないことなど社会生活上不都合な状態が生じることを言います。

言葉の発達の遅れは知的障害、難聴、肢体不自由、発語器官のまひや変形、てんかんやその他の小児神経学的問題、自閉症、情緒障害などの他、環境的な問題に起因することがあり、原因の特定が難しい場合もあります。

言語障害教育を効果的に進めるに当たっては、その原因とそれに対する指導内容について検討する必要があります。

(2) 言語障害の子供の教育の場

教育の場を検討するに当たっては、障害の状態を把握する必要があります。よって、次の三点を踏まえて、総合的に検討することが大切です。

- ① 会話に支障をきたしているか。
- ② 自然な改善又は発達が期待できるか。
- ③ 発音、話し方、言語発達等の問題について、障害の自覚や二次的な問題があるか。

イ 通級による指導

通常の学級での指導に概ね参加でき、一部特別な指導(言葉についての指導)を必要とする程度の児童生徒が対象となります。

通級による指導においては、次の内容を中心に行います。

【構音障害のある児童生徒の指導】

- ・ 発語器官の運動機能の向上に関する指導。
- ・ 音の聴覚的な認知力の向上に関する指導。
- ・ 構音の指導。

【吃音のある児童生徒の指導】

- ・ 自由な雰囲気です「楽に話す」ことができるようにする。
- ・ 難発から抜け出すための方法についての指導。
- ・ 苦手な場面や語音に対する緊張を解消するとともに、日常生活におけるコミュニケーション能力の育成を図る。

【言語機能の基礎的事項の発達の遅れ偏りに関する障害の指導】

- ・ コミュニケーション態度の育成やコミュニケーション意欲の向上が必要な児童生徒への指導
- ・ 言語活動の楽しさを学ぶ必要のある児童生徒への指導。
- ・ 実際の生活場面での使用を課題とする児童生徒への指導。
- ・ 話す、聞く、読む、書くなどの言語スキルの向上を図る必要のある児童生徒に対する指導。

ロ 通常の学級における指導

通常の学級で指導を行う場合は、言葉を使うことに対する緊張や苦手意識が強くなることによって、二次的な弊害を起こさないようにしなければなりません。そのためには、日常的に児童生徒の様子を観察し、発達によって解消されるのか、通級による指導が必要なのか見極めることが必要です。

7 情緒障害

(1)情緒障害とは

情緒障害とは、身体的な問題がないものの、心理的な要因により状況や場面に合わない感情や気分が持続し、不適切な行動が引き起こされるため、学校生活や社会生活に適応できない状態を言います。一般的に心理面での感情や気分の変化は誰にでも起きることです。しかし、その多くは一過性である場合が多いものの、情緒障害の場合は、感情や気分の起伏が長期的に何度も繰り返され、日常生活や学校生活に支障を来してしまふことがあります。

情緒障害の状態の現れ方は様々ですが、子供の状態や生活の困難さを理解し、適切に対応することが求められます。主として心理的な要因のある場合の情緒障害のある子供の状態としては、次のようなことが考えられます。

- ・ 緘黙(場面緘黙) ・ 食事の問題(拒食, 過食, 異食など)
- ・ 睡眠の問題(不眠, 不規則な睡眠習慣, 昼夜逆転など) ・ 排せつの問題(夜尿, 失禁)
- ・ 性的問題(性への関心や対象の問題など) ・ 神経性習癖(チック, 髪いじり, 極端な爪かみ)
- ・ 不登校 ・ 反社会的傾向(虚言癖, 粗暴行動, 攻撃傾向など)
- ・ 非行(怠学, 窃盗など) ・ 情緒不安(多動, 興奮傾向, かんしゃくなど)

(2)情緒障害の子供の教育の場

情緒障害の状態の把握に当たっては、行動上の問題、成育歴や医療歴、成育環境、家庭や学校での生活の様子、集団参加や学習の状態、知的機能の状態などを把握し、適切な教育の場を検討するとともに、子供の状態に応じた支援を行う必要があります。

イ 特別支援学級

多くの小・中学校においては、自閉症と情緒障害の児童・生徒対象とした特別支援学級として設置されています。特別支援学級の中でも、情緒障害の対象としているのは、「心理的な要因による選択制緘黙等があるもので、社会生活への適応が困難であるもの」としています。通常の学級での学習や集団参加等が難しい場合、該当学年の教科等の学習と併せて、個々の課題に応じて自立活動の内容を設定し、指導を行います。なお、特別支援学級に在籍していても、知的障害を伴わない場合は、知的障害特別支援学校に転学や進学はできないことに留意しておく必要があります。

ロ 通級による指導

主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

ハ 通常の学級における指導

個々の障害の状態にもよりますが、通常の学級においては、心理的な不安定さにより、落ち着いて集中して取り組むことが難しい場合も考えられます。書くことや読むこと、指示理解や説明事項の理解に時間を要することも想定されますので、実態に応じた配慮や支援を行うことが必要です。

8 自閉症

(1) 自閉症とは

自閉症は、最近では ASD(自閉スペクトラム症, アスペルガー症候群)として表現されるようになってきています。自閉症は、①対人関係を調整することの困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものへのこだわりがある、といったことを特徴とする発達の障害であり、また、この3つの特徴に加えて、感覚・知覚の過敏性や鈍感性、刺激を好む、体の動かし方のぎこちなさ等が見られる場合があります。さらに、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があります、特にアスペルガー症候群の場合は、知的発達の遅れと言葉の遅れと伴いません。

(2) 自閉症の子供の教育の場

自閉症の子供の教育の場を検討するに当たっては、家庭や学校・保育所や幼稚園等での観察、保護者からの聞き取り等により、日常生活上の様子、行動上の課題、集団参加や学習の状況、知的機能の状態、成育歴を把握した上で、総合的に判断して決定することが必要となります。

イ 特別支援学校

自閉症の子供で知的障害を伴い、その程度が他者との意思疎通が困難で、日常生活において頻繁に援助を必要とする、あるいは、社会生活への適応が著しく困難な程度である場合、知的障害特別支援学校が対象となります。 ※指導内容等については、知的障害のページを参照ください。

また、自閉症の子供で、病弱・身体虚弱や肢体不自由など他の障害を併せ有する場合は、個々の状態に合わせて特別支援学校を選択する必要があります。

ロ 特別支援学級

対象となるのは、他者との意思疎通及び対人関係の形成が困難な程度のものになります。通常の学級での学習や集団参加等が難しい場合、該当学年の教科等の学習と併せて、個々の課題に応じて自立活動の内容を設定し、指導を行います。知的障害を併せ有する場合は、実態に応じて指導内容や指導方法等を検討することが大切です。なお、知的発達の程度により、知的障害特別支援学級とどちらの方が学びの場として適切なのか検討することが必要です。

なお、特別支援学級に在籍していても、知的障害を伴わない場合は、知的障害特別支援学校に転学や進学はできないことに留意しておく必要があります。

ハ 通級による指導

自閉症は、他者と社会的な関係を形成することに困難を伴うため、コミュニケーションや行動上の問題、学習上能力のアンバランスを併せ有することがあります。通常の学級での一斉指導だけでは十分な成果が得られず、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

ニ 通常の学級における指導

通常の学級に在籍して指導を行う場合、自閉症の特徴である対人関係の調整をすることの難しさから、友達とのトラブルが起こったり、場面によっては集中して学習に取り組むことが困難だったりすることも予想されます。座席配置を工夫する、個別の対応をする、得意なことを生かして活躍する場を作るなど指導を工夫することが大切です。

9 学習障害 (LD)

(1) 学習障害(LD)とは

学習障害(LD: Learning Disabilities)は、基本的には、全般的な知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を言います。その原因としては、中枢神経系に何らかの要因があると推定されていますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因ではないとされています。

幼少期においては、文字や数字を扱う場面が少ないため、学習障害による学習上の困難さに気付くのは就学後である場合がほとんどです。

【学習障害により困難を示す領域】

- ① 聞く能力: 他人の話を正しく聞き取って理解すること。
- ② 話す能力: 伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。
- ③ 読む能力: 文章を正確に読み、理解すること。
- ④ 書く能力: 文字を正確に書くこと、筋道を立てて文章を作成すること。
- ⑤ 計算する能力: 暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。
- ⑥ 推論する能力: 事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

(2) 学習障害の子供の教育の場

通常の学級において適切な配慮や指導方法の工夫により学習に取り組める場合は、通常の学級で学習を行うこととなります。また、それらの配慮や工夫のみでは、その障害の状態の改善・克服が困難である場合は、通級による指導を行い、一部特別な指導を行うことが必要となります。対象となる子供の実態を観察し、対応を検討することが大切です。

イ 通級による指導

全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

基本的には、自分の障害の特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための指導を中心に行います。

ロ 通常の学級における指導

通常の学級においては、学習障害のある子供について、適切な配慮のもとに指導が行われるよう実態把握に努めるとともに、支援員等を活用してチームティーチングや個別指導、学習の習熟度別指導など指導形態の工夫、教材教具の工夫を行います。また、通級による指導担当教員や特別支援教育コーディネーター等、学校全体として情報を共有しながら対応することが大切です。

10 注意欠陥多動性障害（ADHD）

(1)注意欠陥多動性障害(ADHD)とは

注意欠陥多動性障害(ADHD:Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態、通常は7歳以前に現れ、その状態が継続するものとされています。

一定程度の不注意や衝動性・多動性は、発達段階の途中において、どの子供においても見られるものですが、注意欠陥多動性障害の子供の場合は、その状態が継続し、さらに社会的な活動や学校生活上で著しい困難を示す程度の状態であると言えます。

【特徴的な状態】

- ① 不注意:気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりする。
- ② 衝動性:話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりする。
- ③ 多動性:じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりするため、落ち着いて活動や課題に取り組むことが難しい。

(2)注意欠陥多動性障害の子供の教育の場

注意欠陥多動性障害の子供の多くは、通常の学級において、必要な支援を受けながら学習に取り組んでいます。しかし、子供によっては、通級による指導を行うことが効果的な場合もあるので、保護者や関係者で検討し、よりよい教育の場を設定することが大切です。

イ 通級による指導

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする児童生徒が対象となります。

基本的には、自分の障害の特性とその特性から生じている困難を理解し、自分自身で工夫したり、他者に支援を依頼したりするなどして、その困難の軽減を図ることができるようになるための指導を中心に行います。

ロ 通常の学級における指導

担任(指導を行う教員)は、子供の実態把握に努め、通級による指導の内容や指導方法について情報を共有しながら指導を行うことが必要です。障害特性に応じて、余分な刺激を減らすために黒板の周りの掲示物を少なくする、座席を前の方に設定するなどの工夫を行う、あるいは、集中できる時間を考慮して学習内容を短い時間で区切ってメリハリのある学習の流れを作る、などの対応を行いながら、学級全体として授業が行えるよう工夫することが大切です。

また、チームティーチングや個別指導、学習の習熟度別のグループ学習、教材・教具の工夫なども効果的です。

学びの場 Q & A

Q 年度途中に通常学級から特別支援学級に在籍を替えることはできますか？

A 替えることはできますが、まずは該当のお子さんの実態や状況を観察してみましょう。現在の学級に適応できないでいるとしたらその原因は何か。在籍を替えるだけで問題が解決するのか。一番困っているのは該当のお子さんだということを忘れないことが大切です。まずは様々な情報を集めて、どのような対応をすればいいのか検討してみましょう。

Q 通信制の高校に通学している生徒で療育手帳を持っています。知的障害の特別支援学校に転校できますか？

A 転校はできません。
特別支援学校に入学する場合は、在籍している高校を退学する必要があります。その上で、特別支援学校高等部の入学選考を受検し、合格する必要があります。

Q 寄宿舍のある特別支援学校に入学したいと考えています。寄宿舍に入るための条件はありますか？

A 高等学園の寄宿舍では、身辺処理はもちろんのこと、掃除や洗濯など身の回りのことをすべて自分で行います。また、寄宿舍には、夜間に医療的ケアを担当する看護師がいません。まずは、希望する支援学校の教育相談や見学を行い、寄宿舍の様子も併せて見学や確認をしてみてください。

Q 中学校の情緒障害学級に在籍しています。療育手帳はもっていませんが、知的障害の特別支援学校を受検できますか？

A 療育手帳がない場合は、知的障害があることが証明できる資料等が必要です。市町村教育委員会で開催する就学支援審議会等での資料や公的機関での心理検査結果、医療機関での診断書などで知的障害があることが示されていることが必要です。

Q 中学校の知的障害特別支援学級に在籍していて、療育手帳を持っています。高等学校を受験できますか？

A 知的障害やその他の障害があっても高等学校を受験することはできます。
学校の様子や教育課程等を確認し、入学後の生活をイメージした上で学校を選択しましょう。

Q 高等学校でも通級による指導を受けることは可能ですか。

A 宮城県でも平成30年度から高等学校でも通級による指導が始まっています。希望する場合は、各学校に相談してください。

相談機関及び情報一覧

1 相談機関等

(令和3年3月現在)

相談機関名		連絡先	所在地
宮城県 子ども総合センター	子どもメンタルクリニック	022-784-3576	名取市美田園二丁目 1-4
	子どもデイケア	022-784-3578	
	のびのびサロン	022-784-3580	
宮城県総合教育センター	発達支援教育相談	022-784-3563	
宮城県リハビリテーション支援センター		022-784-3588	
宮城県中央児童相談所		022-784-3583	
宮城県東部児童相談所		0225-95-1121	石巻市あゆみ野5-7
宮城県東部児童相談所気仙沼支所		0226-21-1020	気仙沼市東新城3-3-3
宮城県北部児童相談所		0229-22-0030	大崎市古川駅南2-4-3
仙台市北部発達相談支援センター(北部アーチル)		022-375-0110	仙台市泉区泉中央2-24-1
仙台市南部発達相談支援センター(南部アーチル)		022-247-3801	仙台市太白区長町南3-1-30
宮城県発達障害者支援センター(えくぼ)		022-376-5306	仙台市泉区南中山 5-2-1
宮城県医師会ヒヤリングセンター		022-227-4411	仙台市青葉区大手町1-5

※各相談機関等で扱う内容については、ホームページ等をご覧ください。

2 参考となる資料

※各ホームページから検索してください

(1) 発達障害に関する参考資料

特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター(資料・及び情報提供)

発達障害のある子供の教育の推進・充実に向けて、発達障害にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援, 及び Web サイト等による情報提供や理解啓発等を行っています。

(2) 通級による指導に関する参考資料

宮城県総合教育センター 「通級指導教育サポートパック」

中学校における通級による指導の充実を目指し、初めて通級による指導の担当となった先生をサポートする資料となっています。

宮城県内特別支援学校一覧

(令和4年3月現在)

種別	学校名	設置学部	所在地 電話・FAX	通学バス	寄宿舍
視覚	宮城県立視覚支援学校	小・中 高・専	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 6-5-1 TEL 022-234-6333 FAX 022-234-7974		○
聴覚	宮城県立聴覚支援学校	小・中 高・専	〒982-0001 仙台市太白区八本松 2-7-29 TEL 022-248-0648 FAX 022-246-0446		○
	同 小牛田校	小	〒987-0005 遠田郡美里町北浦字船入1 TEL 0229-32-2110 FAX 0229-32-3663		
知的	宮城県立光明支援学校	小・中 高	〒981-3213 仙台市泉区南中山5-1-1 TEL 022-379-6555 FAX 022-379-6557	○	
	宮城県立小松島支援学校	小・中 高	〒981-0906 仙台市青葉区小松島新堤2-1 TEL 022-725-3616 FAX 022-274-3206	○	
	同 松陵校	小・中	〒981-3108 仙台市泉区松陵4-28-2 TEL 022-725-3315 FAX 022-725-3316	○	
	宮城県立石巻支援学校	小・中 高	〒986-0861 石巻市蛇田字新立野 410-1 TEL 0225-94-0202 FAX 0225-94-0206	○	
	宮城県立古川支援学校	小・中 高	〒989-6203 大崎市古川飯川字熊野 87 TEL 0229-26-2338 FAX 0229-26-2486	○	
	宮城県立気仙沼支援学校	小・中 高	〒988-0141 気仙沼市松崎柳沢 216-7 TEL 0226-24-3019 FAX 0226-24-4519	○	
	宮城県立名取支援学校	小・中 高	〒981-1242 名取市高館吉田字東真坂 6-11 TEL 022-384-6161 FAX 022-384-6163	○	
	同 名取が丘校	小	〒981-1235 名取市名取が丘 6-11-1 TEL 022-399-8714 FAX 022-399-8814	○	
	宮城県立角田支援学校	小・中 高	〒981-1503 角田市島田字御蔵林 24-1 TEL 0224-63-2555 FAX 0224-62-5612	○	
	同 白石校	小・中	〒989-0248 白石市南町 1-2-79 TEL 0224-22-4333 FAX 0224-22-4334	○	
	宮城県立利府支援学校	小・中 高	〒981-0123 宮城郡利府町沢乙字向山 26 TEL 022-356-5675 FAX 022-356-5676	○	
	同 富谷校	小	〒981-3352 富谷市富ヶ丘 1-17-37 TEL 022-779-0451 FAX 022-779-0452	○	
	同 塩釜校	小	〒985-0072 塩釜市小松崎 10-1 TEL 022-794-7460 FAX 022-794-7461	○	
	宮城県立金成支援学校	小・中 高	〒989-5171 栗原市金成沢辺小崎 87-1 TEL 0228-42-2211 FAX 0228-42-2210	○	
	宮城県立迫支援学校	小・中 高	〒987-0513 登米市迫町北方字大洞 59-10 TEL 0220-22-9484 FAX 0220-22-7628	○	
	宮城県立支援学校岩沼高等学園	高	〒989-2455 岩沼市北長谷字豊田 1-1 TEL 0223-25-5332 FAX 0223-25-5333		○
	同 川崎キャンパス	高	〒989-1501 柴田郡川崎町前川字北原 25 TEL 0224-87-6571 FAX 0224-87-6572		
	宮城県立支援学校小牛田高等学園	高	〒987-0005 遠田郡美里町北浦字船入1 TEL 0229-32-2112 FAX 0229-32-2112		○
	宮城県立支援学校女川高等学園	高	〒986-2231 牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-3 TEL 0225-50-1088 FAX 0225-50-3430		○
	仙台市立鶴谷特別支援学校	小・中 高	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1 TEL 022-252-4231 FAX 022-388-1246	○	
宮城教育大学附属特別支援学校	小・中 高	〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉 395-2 TEL 022-214-3353 FAX 022-214-3362			
学校法人明和学園 いずみ高等支援学校	高・専	〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺 2-1-1 TEL 022-293-7636 FAX 022-293-7632		○	
学校法人三幸学園 仙台みらい高等学園	高・専	〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉393-12 TEL 022-781-5924 FAX 022-781-5998		○	
肢体	宮城県立船岡支援学校	小・中 高	〒989-1605 柴田郡柴田町船岡南 2-3-1 Tel 0224-54-2213 FAX 0224-54-2214		○
知病	宮城県立山元支援学校	小・中 高	〒989-2202 亶理郡山元町高瀬字合戦原 100-2 TEL 0223-37-0518 FAX 0223-37-2727	○	
	宮城県立西多賀支援学校	小・中 高	〒982-0805 仙台市太白区鉤取本町 2-11-17 TEL 022-245-1183 FAX 022-245-4854	○	
肢病	宮城県立拓桃支援学校	小・中	〒989-3126 仙台市青葉区落合 4-3-17-2 TEL 022-391-6551 FAX 022-391-6552		

